

令和7年12月18日

田園調布学園大学 任期制教員任用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下、「大学教員任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、学校法人調布学園（以下、「本法人」という。）が設置する田園調布学園大学（以下、「本学」という。）において、任期を定めて任用する常勤の教育職員（以下、「任期制教員」という。）の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 任期 大学教員任期法第2条第1項第4号に規定する任期をいう。

(2) 任期制教員 大学教員任期法第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、労働契約において任期を定めて任用する者であって、別表に規定する教育研究組織及び職名に該当する者をいう。

(教育研究組織、職名、任期及び延長)

第3条 任期制教員の教育研究組織、職名、任期及び延長（更新）の可否は、別表に定めるとおりとする。

(任用手続等)

第4条 任期制教員の任用にあたっては、学長と理事長の承認を得たうえで、所属する学部又は研究科の長が教授会で発議するものとする。

2 任期制教員のうち、教授、准教授及び講師の選考は、原則として田園調布学園大学教員選考規程及び教員採用選考基準を適用する。

3 任期制教員のうち、助教の選考等は、田園調布学園大学助教規程（以下、「助教規程」という。）を適用する。

(服務)

第5条 任期制教員のうち、教授、准教授及び講師の服務は、田園調布学園大学就業規則（以下、「就業規則」という。）第41条に基づくものとする。

2 任期制教員のうち、助教の服務は、助教規程第7条に基づくものとする。

(給与等)

第6条 任期制教員の給与等は、田園調布学園大学給与規程を適用するものとする。

(就業条件等)

第7条 任期制教員の任期及び第5条並びに第6条に規定する事項以外の就業条件等は、原則として本法人及び本学の諸規程を適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本法人及び本学の諸規程に定めのない事項は、学長が理事長と協議のうえ、理事長が決定するものとする。

(労働契約及び任用の同意)

第8条 任期制教員を任用する場合及び任期を延長（更新）する場合は、本法人と当該教員との間で任期を定めた労働条件通知書を締結し、当該教員の同意を得るものとする。

2 任期制教員に対する労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定の適用については、大学教員任期法第7条の規定に基づくものとする。

3 別表の規定にかかわらず、任期制教員の任期が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを超えない範囲で任期を定めるものとする。

（1）当該任期制教員に係る期間の定めのある労働契約の本法人における通算契約期間が10年を超える場合

（2）就業規則第20条に規定する定年年齢を超える場合

4 前項第2号の規定にかかわらず、学長と理事長が協議のうえ、理事長が必要と認めた場合は、この限りではない。ただし、この場合においても、契約期間は、過去に本法人との間で締結された有期労働契約の契約期間（労働契約法第18条第2項及び大学教員任期法第7条第2項の適用を受ける契約期間を除く。）があった場合、その契約期間を含め、通算して10年を超えることはできないものとする。

（事務の取扱い）

第9条 この規程に関する事務の取扱いは、総務・経理課とする。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、学部長及び研究科長の意見を聴き、学長が理事長と協議のうえ、理事長がこれを行うものとする。

（規程の公表）

第11条 この規程を定め、又はこれを改廃したときは、大学教員任期法第5条第4項の規定に基づき、本学のホームページ等により公表するものとする。

附 則

1 この規程は、令和7年12月18日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年12月17日以前に助教として雇用されている者についても適用する。

別表（第2条第2号、第3条及び第8条第3項関係）

教育研究組織	職名	任期		延長（更新）の可否
人間福祉学部 子ども教育学部 人間科学部	教授 准教授 講師	1年度		延長可能。左記任期を含め、通算期間は3年度間を限度とする。
	助教	A	「助教規程」第5条第1項の適用による雇用の場合 1年度	延長可能。左記任期を含め、通算期間は3年度間を限度とする。
		B	「助教規程」第5条第2項の適用による雇用の場合 3年度	延長可能。左記任期を含め、通算期間は5年度間を限度とする。
人間学研究科	教授 准教授 講師	1年度		延長可能。左記任期を含め、通算期間は3年度間を限度とする。